

控除の対象となる法人

以前から寄附金税額控除対象のもの

- ・ **地方公共団体**（ふるさと寄附金） ※安芸太田町ふるさと応援寄附金へ
- ・ **広島県内に住所を有する共同募金会**
※個人町県民税の税額控除の対象となる法人へ寄附された方へ
- ・ **広島県内に住所を有する日本赤十字社の支部**
※個人町県民税の税額控除の対象となる法人へ寄附された方へ

新しく税額控除対象となった6法人

- ・ **安芸太田町シルバー人材センター**
- ・ **安芸太田町社協就労継続支援事業所クローバータウン**
- ・ **芸北福社会寿光園**
- ・ **親心会戸河内あすなる園**
- ・ **戸河内松信会戸河内松信園**
- ・ **安芸太田町社会福祉協議会**
※個人町県民税の税額控除の対象となる法人へ寄附された方へ

なお、上記6法人については、平成23年1月1日以後支払った寄附金から該当